



羽の情報便

地方法人税の創設について

平成26年4月1日から、消費税が引き上げられました。この増税は、消費が多い都市ほど税収が増え、地方との税収格差が広がっていきます。この地域間の税源の偏在性を是正するため、法人住民税（地方税）の税率が引き下げられ、一方でその引き下げられた部分に相当する地方法人税（国税）が創設され、国から地方へ配分されることとなります。

(1) 法人住民税法人割の税率の改正

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用される予定です。

都道府県分（現行） 5.0%⇒（改正後）3.2% （差異）△1.8%

市町村分（現行）12.3%⇒（改正後）9.7% （差異）△2.6%

(2) 地方法人税（国税）の創設

1. 納税義務者

法人税を納める義務のある法人は、地方法人税を納める義務があります。

2. 税額の計算

地方法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額（課税標準）に4.4%（上記の法人住民税法人税割引き下げ分と同率）の税率を乗じて計算した金額となります。

3. 中間申告

法人税の中間申告書を提出すべき法人は、事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内に、地方法人税の中間申告書を提出しなければなりません。もし、地方法人税の中間申告書を提出しなかった場合は、その提出期限において、申告書の提出があったものとみなされます。尚、この中間申告は平成27年10月1日以後に開始する事業年度の地方法人税について適用となります。

4. 確定申告

法人は、原則として事業年度終了の日の翌月から2ヶ月以内に、確定申告書を提出しなければなりません。この地方法人税申告書の提出期限は、法人税の申告書と同一となります。

5. 納付及び還付

申告書を提出した法人は、申告書の提出期限までに、地方法人税を国に納付しなければなりません。尚、その地方法人税確定申告書に中間納付額で、当該事業年度の地方法人税の額の計算上控除しきれなかった金額の記載があるときは、申告書を提出した法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付することとします。

また、欠損金の繰戻しによる法人税の還付請求書を提出した法人に対して事業年度に係る法人税を還付する場合において、確定地方法人税額のうち、法人税の還付金の額に4.4%を乗じた金額を併せて還付します。



当社の運営サイトのご紹介

◆ 経理・会計の情報ポータルサイト

らくらく経理事務！ <http://keirijimu.web.fc2.com>

◆ スタッフブログ更新中！

経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>

◆ 当社の最新情報が満載！

プラスマネジメント(株)ホームページ <http://www.plus-management.jp>

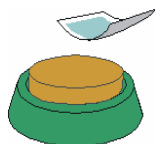
「羽の情報便」メルマガ版は、以下サイトからもお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。

お客様からのQ & A

今年、四月一日を超えて、領収書を再発行しました。領収書の金額は、三万円以上でしたので、印紙を貼りました。また、この場合、税込表示と税抜表示とは、印紙が必要か不要かの違いはありますか？

平成二六年四月一日以後作成される領収書より免税点が三万円未満から五万円未満へ改正されました。そこで二六年四月一日前に発行した領収書を四月一日以後に再発行した場合、再発行した領収書にも印紙はかかりませんが、その印紙の免税点は三万円未満か五万円未満か悩まれると思います。この場合の印紙税の免税点は五万円未満まで免税となります。印紙税を無駄に負担しすぎないように注意しましょう。

印紙税法上、受領金額が三〇,〇〇〇円以上の場合に収入印紙が必要でした。ただし消費税込みで三〇,九七五円の場合、領収書に三〇,九七五円 税抜価格二九,五〇〇円) または三〇,九七五円 内消費税一,四七五円) のように消費税額が明らかとなる場合は印紙が不要です。従って、平成二六年四月一日以降については五〇,〇〇〇円以上の場合に必要となります。



税金・保険のまめ知識 (第85回)

生命保険に関する相続のしくみ

(パターン1) 被相続人本人が契約者かつ被保険者の生命保険契約がある場合

契約者Aさん(本人)、被保険者Aさん(本人)、保険金受取人Bさん(Aさんの子供)の場合で、Aさん本人が亡くなられたとき(相続開始時)、保険金受取人に死亡保険金が支払われ、相続税の課税対象となります。

生命保険の死亡保険金は、死亡保険金額-非課税枠(500万円×法定相続人の数)で評価され課税されます。非課税枠については、他の保険契約の死亡保険金額と合算のうえ適用されます。

(パターン2) 被相続人本人が契約者で、本人以外が被保険者の生命保険契約がある場合

契約者Aさん(本人)、被保険者Bさん(Aさんの子供)、保険金受取人Aさんの場合で、Aさん本人が亡くなられたとき(相続開始時)、まだ支払事由が発生していない生命保険契約がある場合、当該契約に関する権利が相続財産となり、相続税の課税対象となります。支払事由の発生していない生命保険契約は、相続開始時の解約返戻金の額で評価され課税されます。契約の生命保険のタイプ(解約返戻金の有無など)によって、相続税の課税対象となる金額が異なりますので、注意が必要です。

パターン2のケースで、Aさん本人が亡くなられた場合には、契約者と保険金受取人の名義を変更する必要があります。名義をどのように変更するかによって、その後被保険者のBさん(Aさんの子供)が亡くなられたときに支払われる死亡保険金にかかる税金の種類が異なります。

(例1) 契約者をBさん(Aさんの子供)、保険金受取人をCさん(Aさんの孫)に変更した場合は、上記パターン1と同様の契約形態になりますので、保険金受取人のCさん(Aさんの孫)に支払われる死亡保険金は、相続税の課税対象となります。

(例2) 契約者・保険金受取人をCさん(Aさんの孫)に変更した場合は、保険金受取人のCさん(Aさんの孫)に支払われる死亡保険金は一時所得となり、所得税の課税対象となります。所得税の課税対象となる金額は、(死亡保険金額-払込保険料-特別控除額50万円)×1/2で算出されます。Aさんが遺言書などにより新たな契約者・保険金受取人(孫であるCさん)を指定しておくなどの事前準備が必要な場合があります。



7月の税務カレンダー

7月10日(木)

6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

7月15日(火)

・所得税の予定納税額の減額申請

7月31日(木)

・5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税
法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
・所得税の予定納税額の納付(第1期分)
・2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮
に係る確定申告<消費税・地方消費税>
・法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税・地方消費税>

・11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人
事業税・法人住民税>(半期分)
・消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3
月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
・消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法
人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヶ月
分)<消費税・地方消費税>
・固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付



生命保険の基礎知識(21)

～保険の約款を読んだことありますか?～



積み立てと掛け捨て

生命保険は大きく分けて、「積み立て」タイプと「掛け捨て」タイプの2種類があります。

積み立てタイプはその名の通り、支払った保険料を積み立てることが出来る(貯蓄性が高い)ため、解約返戻金が発生する終身保険や、満期保険金が発生する養老保険などはこのタイプです。これら返戻金や保険金の支払いのため、保険料には積み立て分(貯蓄分)が含まれており、割高になります。

掛け捨てタイプはこれまたその名の通り、掛けた保険料は(契約に該当する死亡・災害・傷害などに遭わなければ)捨てることになるものです。契約時に保障期間を定めるいわゆる定期保険はこのタイプであり、掛け捨てであるが故、保障期間が完了しても返戻金も何もありません。その分、保険料が割安になっているのが掛け捨てタイプの一番の特徴です。

同じ生命保険会社で比較しても、積み立て型の3分の1から5分の1以下、といったことが多いようです(もちろん保険会社や商品によって大きく異なってきますので、契約の際は詳細をよく検討することが重要です)。



ちよっとコーヒーブレイク! 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき(59)

花火の掛け声「たまや～」とは?



日本で最初に花火を鑑賞した人は、徳川家康だと言われています。当時の花火は打ち上げるものではなく、筒に火薬を詰め込み、火を噴かせて楽しむ物でした。その後、打ち上げ花火を開発したのが鍵屋という花火屋さんで、1733年に開催された隅田川の花火大会で、打ち上げ花火を披露し大人気になるのです。

1808年、鍵屋で働いていた職人の中で、一番才能があった清七という天才花火師がいました。清七は後に暖簾分けされます。そこで誕生したのが「玉屋」でした。鍵屋と玉屋の人気は絶大で、庶民たちは応援する意味を込めて「たまや～」 「かぎや～」と叫ぶのでした。

しかし、1843年に玉屋の打ち上げた花火が原因で火事になってしまい、玉屋は江戸から追放されます。鍵屋よりレベルの高い花火を打ち上げていた玉屋の突然の廃業に、庶民たちはがっかりし、玉屋に対する庶民の思いは強く、花火を見る度に「たまや～」と叫ばれ続け今日に至るのです。





今月のコラム

日本列島を横断していった台風が去って、ホッとしましたのも束の間、今度は真夏のような猛暑がやってきました。今年の夏はエルニーニョ現象で冷夏だとされていましたが、それどころではなく、今までにないゲリラ豪雨が頻発し、列島を襲うかもしれないという恐ろしい予想が出ています。皆さんも気をつけて下さい。

これから夏本番を迎えようとしています。色々と夏休みの計画をお持ちの方も多いと思います。そこで夏に売れるものと言えば、皆さんは何を思い浮かべますか？スイカ・かき氷・扇風機・蚊取線香・TUBEのCD(笑)・等定番ですが、その他に、七月頃から売れ始める意外なものがあります。何だと思えますか？その意外なものとは、小学生の必需品ランドセルです。ではなぜ、ランドセルが七月頃から売れ始めるのでしょうか？そう言えば、ランドセルのCMも夏頃から放送されていますね。

四月から必要になることは間違いないのですが、このCM等の開始時期にも仕掛けがあるようです。ランドセルの多くが、祖父母から孫への入学祝として購入されていると言われています。そこで、入学前、祖父母と孫が顔を合わせる機会が多い夏休み時期の七月からCMを流したところ、売上が上昇し、それが定着したようです。売れるというより、売ったと言った方が正しいかも知れません。最近では色も様々、デザインも個性的ですね。昔の様に、男は黒、女は赤、後は値段次第と言っていた時代とは違って、今では早めに品定めしないと売り切れてしまうそうです。

夏に売上を伸ばし、見事に成功を収めたわけですが、少子化は年々進んでいます。どの業界も避けて通れません。常に変化への対応が求められる世の中です。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からカウンセリングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,800円 月額 7,560円～ 決算月 10,800円～

法人：入会金 10,800円～ 月額 16,200円～ 決算月 54,000円～

※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,240円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

これから夏本番、
熱中症に気をつけましょう！

